

● 編集後記 ●

2021年春号（121号）をお届けします。

◇ 新型コロナウイルスに感染した患者様、多くの影響を受けられた皆様に、お見舞い申し上げます。また、日々ご尽力されている医療従事者の方々に心から感謝申し上げます。

◇ 令和2年4月に、債権法の改正と相続法の改正が施行されました。この民法改正は、契約を取り巻く社会や経済状況の変化に伴う「現代化」への対応と、判例等やその解釈を通して形成してきた多くのルールの積み重ね等を踏まえ、わかりやすい内容を目指した「明確化」を図ったものと思いますが、不動産取引においても、売買や賃貸借の契約に当たり、契約条文の変更等により影響がありました。

当機構への電話相談においても、不動産売買契約における契約不適合責任の考え方や、不動産賃貸借契約における連帯保証人の極度額設定等について、現在でも多くのご相談がございます。

本号の特集「改正民法の施行1年を振り返って」では、各分野の専門家の皆様に民法改正がもたらした影響や課題等についてご執筆をいただきました。宅建業者等不動産取引に関わる皆様のご参考となれば幸いです。

◇ 宅地建物取引士資格試験は、例年10月のみの実施のため、本誌の冬号にその結果を掲載しておりましたが、令和2年度の同資格試験は、新型コロナウイルス感染症の影響による試験会場の関係から、一部の都府県では10月と12月に分割して実施されたため、今回、試験結果については、春号への掲載となりました。

新型コロナウイルス感染症対策が及ぼす影響は、「新しい生活様式」の実践等、様々な分野へ多岐にわたっており、今まで普通に行われていたことも、変更や中止が余儀なくされたり、新たな試みが始まったりと1年前と

は世の中が大きく変わりました。

世の中の変化を受け入れながらも、新型コロナウイルスの脅威がいち早く終息することを願っております。

(三輪)

訂正とお詫び

RETIO120号（2021年冬号）154頁「最近の裁判例から(5)―媒介報酬―」につきまして、判決年月日の記載が誤っておりました。お詫びして訂正させていただきます。

(正) 令和元年12月3日

(誤) 平成29年9月11日

令和3年4月23日 印刷	
令和3年5月10日 発行	
発行	一般財団法人 不動産適正取引推進機構
	〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 (第33森ビル3F)
	TEL 03(3435)8111(代)
	HP https://www.retio.or.jp
発行人	佐々木 一成
編集責任者	増田 昌樹
印刷	(株)加藤文明社

*本誌の無断転載を禁じます。
本誌の掲載記事を転載される場合は、ご連絡下さい。